

# データガバナンスに関する諸外国の動向

2013.01.28

第3回 データガバナンス委員会





# 目次

---

1. 海外における二次利用の基本的な考え方	3
2. 海外で採用されているライセンスの比較	17
3. 国内での採用が考えられるライセンス(利用条件明示方法)の検討	22
補足資料	31

# 1. 海外における二次利用の基本的な考え方

---

- (1) 海外における二次利用の基本的な考え方
- (2) OECDにおけるライセンスの位置づけ
- (3) 英国におけるライセンスの位置づけ
- (4) 海外におけるデータ公開時のライセンス付与にあたっての確認事項

参考1. NZGOAL

参考2. AusGOAL

参考3. OECD Recommendation of the Council for Enhanced Access and More Effective Use of Public Sector Information

参考4. Directive on the re-use of public sector information (EU)

## (1) 海外における二次利用の基本的な考え方

- ▶ OECDによる勧告やEU指令では、基本的に著作物やデータの二次利用を推奨すべきであると明記されている。
- ▶ NZGOAL、AusGOALでは、CC-BYを標準的なライセンスとして推奨している。

	ニュージーランド (NZGOAL等)	オーストラリア (AusGOAL等)	OECD 公共情報の利用に 関する勧告	EU PSI re-use指令 (2011年改正案)
データの二次利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Service State agency (オープンデータ戦略を担当する機関)は、「著作物について再利用の利用許諾をすること」という原則を強く推奨(NZGOAL)</li> <li>• ライセンスとして、クリエイティブ・コモンズ、特にCC-BYをデフォルトとして推奨(NZGAOL)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ライセンスとして、クリエイティブ・コモンズ、特にCC-BYをデフォルトとして推奨(オープンガバメント宣言、AusGOAL)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報が利用、再利用、統合ないし共有されるやり方に関する不必要な制限を撤廃して、原則的に利用可能な情報は全て公開され、全員が再利用できるようにすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 対象のドキュメントを商業的、非商業的目的にかかわらず、確実に再利用可能にすること</li> </ul>

## (2) OECDにおけるライセンスの位置づけ①

- ▶ OECD勧告では、公共部門の保有する情報の二次利用のためのライセンスを開発することが求められている。
- ▶ 「公共部門情報のアクセス強化およびより効果的な利用に関するOECD委員会勧告」
  - ▶ 公共部門情報の利用について、公共部門の保有する情報の再利用のためのライセンスを発行するシステムを開発することを求めている。
    - ▶ **Access and transparent conditions for re-use.:** (中略) Making available and developing automated on-line licensing systems covering re-use in those cases where licensing is applied, taking into account the copyright principle below.
  - ▶ 著作権については、著作権保有者が合意する場合に、広範なアクセスおよび利用を促進するための簡易なシステムを開発して、政府機関が利用することを奨励している。
    - ▶ **Copyright:** (中略) Exercising copyright in ways that facilitate re-use (including waiving copyright and creating mechanisms that facilitate waiving of copyright where copyright owners are willing and able to do so, and developing mechanisms to deal with orphan works), and where copyright holders are in agreement, developing simple mechanisms to encourage wider access and use (including simple and effective licensing arrangements), and encouraging institutions and government agencies that fund works from outside sources to find ways to make these works widely accessible to the public.
- ▶ また、苦情および不服申し立てに関する手続きを提供することを求めている。
  - ▶ **Redress mechanisms:** Providing appropriate transparent complaints and appeals processes.

## (2) OECDにおけるライセンスの位置づけ②

- ▶ OECD勧告では、ライセンスの詳細な内容や、位置づけについては言及されていない。
- ▶ 二次利用を行う方法として、申請をして許諾を得る方法も含まれると考えられる。
- ▶ ライセンスについて、何を利用すべきか、どのように利用すべきかということを明確に述べている文書は見当たらない。
  - ▶ 2006年の「DIGITAL BROADBAND CONTENT: PUBLIC SECTOR INFORMATION AND CONTENT」では、「コンテンツを拡散したいという人がクリエイティブ・コモンズを利用している」ということに言及しているが、採用を推奨しているわけではない。
  - ▶ 2008年のワークショップでは、「Manual for Data Collection and Analysis of PSI Policies」を作成することについて言及しているが、OECDのウェブサイト上では公開されておらず、作成されていない模様。

### (3) 英国におけるライセンスの位置づけ①

- ▶ 英国では公共セクターの情報を管理する部署としてOPSIを設置した。
  - ▶ OPSIを中心に、EUのPSI指令の国内への導入を実施したが、二次利用を行うためには申請して許可を得る仕組みであった。
- 
- ▶ 2005年5月、公共セクターの情報を管理するOPSI (Office of Public Sector Information) を設置
    - ▶ 2006年10月に英国国立公文書館に吸収合併された
  - ▶ 2005年7月、英国は、PSI指令を導入するために、“The Re-use of Public Sector Information Regulations 2005”(以降「行政情報の再利用規制」)を施行
    - ▶ ライセンスについては、Licensing Forumで2004年から議論が行われ、2006年に公共情報に関するライセンスが公開されている。
      - ▶ 行政情報の再利用規制に基づいて、公共機関が果たす責任を助けることが目的とされている。
      - ▶ 利用許諾を申請して許可を得る仕組みが採用されている。(クリエイティブ・コモンズのようにあらかじめ表示してあるライセンスを守るという形式ではない)

### (3) 英国におけるライセンスの位置づけ②

- ▶ 現行のライセンスに対する政府の考え方は、2010年9月に英国国立公文書館が公表した「UK Government Licensing Framework for Public Sector Information (UKGLF)」に記載されている。
- ▶ UKGLF公表時に、二次利用を行う際に申請を必要としない仕組みに変更された。
- ▶ 2010年5月にキャメロン首相がTransparency Agendaを発表
  - ▶ 政府の保有するデータの一部について、公開の期限を定める。
- ▶ 2010年9月に英国国立公文書館が、UK Government Licensing Framework for Public Sector Information (UKGLF) を公表。(2011年7月に第2版公表)
  - ▶ Open Government LicenceとNon Commercial Government Licenceの提供
  - ▶ Open Government Licenceは、上述のPSIIに関するライセンスを置き換えるものとされる。

## (4) 海外におけるデータ公開時のライセンス付与にあたっての確認事項①

▶ NZGOAL・AusGOALでは、公共データのライセンスを決定するにあたって、当該公共データについて、著作権法、個別法による制限があるかどうかを、確認すべき事項として記載されている。

		NZGOAL	AusGOAL
適切な法制度下における作成		—(記載無し)	確認事項
著作権	著作権の有無	確認事項	確認事項
	著作者人格権の有無	確認事項	—(記載無し)
	著作権の保有状況	確認事項	確認事項
	第三者等への独占的／非独占的な利用許諾	確認事項	—(記載無し)
個別法等	著作権以外の制限が課せられる可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>「個人情報」、「文化的に慎重に扱う必要のある素材」を事例として掲載</li> <li>これらに当てはまる場合、NZGOALでは取り扱わない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「個人情報」、「秘密情報」を事例として掲載</li> <li>これらに当てはまる場合は、「Restrictive Licence Template」での提供を確認すること</li> </ul>

## (4) 海外におけるデータ公開時のライセンス付与にあたっての確認事項②

		NZGOAL	AusGOAL
利用条件選択	基本ライセンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>著作権があるものは、CC-BY 3.0</li> <li>著作権がないものは、“no known rights”</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>著作権があるものは、CC-BY 2.5</li> <li>著作権がないものは、“no known rights”</li> <li>ソフトウェアは、BSD 3-Clause software licence</li> </ul>
	限定の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンスとしてはCCの6つのライセンスの選択が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Restrictive licence Templateを提供</li> <li>商業用途での提供への対応など</li> <li>ライセンスとしてはCCの6つのライセンスの選択が可能</li> </ul>
	ライセンス表示方法の解説	記載されている	ライセンス提供まで記載されている
	「著作権無し」の表示方法	記載されている	記載されている
フォーマットの選択	非独自仕様のフォーマットでの提供を推奨	—(記載無し)	

## 参考 1. NZGOAL

- ▶ ニュージーランドでは、2010年7月5日に公共情報を提供するためのガイドとして、NZGOALを閣議決定した。
- ▶ 2010年8月6日にNZGOALをState Services Commission (SSC)のウェブサイトで公表した。
- ▶ NZGOALの閣議決定文書(CAB Min (10) 24/5A)
  - ▶ State Service agencies (SSC)が保有する著作物及び、著作権の無いデータについて、アクセス可能にするとともに、再利用のためのライセンスを提供する
  - ▶ NZGOALの公表後のステップとして、以下を検討。
    - ▶ SSCはNZGOALリリースの12ヶ月後に、政府機関にNZGOAL採用状況を報告すること
- ▶ NZGOAL (the New Zealand Governments Open Access and Licensing Framework)
  - ▶ 政府は地理空間情報、委託研究報告書等の著作権のある情報と、法律上著作権が存在しないとされている情報を保有している。
  - ▶ 政府の保有している情報(著作権の有無にかかわらず)は、重要な創造的、かつ経済的な可能性を秘めていると認識。
  - ▶ 政府はこの可能性を実現させるために、NZGOALを発表し、SSCのデータバンクにおいて情報の公開を実施する。
  - ▶ **ライセンスについては以下の2つを利用する。**
    - **著作権のある情報については、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを利用する**
    - **著作権の無い情報については、「権利無し」の表示**



## 参考 1. NZGOALの選択条件

---

- ▶ フローチャートは別紙参照

## 参考2. AusGOAL

- ▶ オーストラリアでは、2010年7月に「Declaration of Open Government」が発表された。
  - ▶ 2011年に、Australian Information Commissionersが「Open Access Principles」を公表した。
  - ▶ これらを受けて、公共機関に対し、情報の公開を促す手続きを定めた、AusGOAL (the Australian Governments Open Access and Licensing Framework)が策定された。
- ▶ Declaration of Open Government
    - ▶ オーストラリア政府が、政府の公開性と透明性の確保のために、以下の3点をサポートすることを宣言。
      - ▶ Informing: strengthening citizen's rights of access to information, establishing a pro-disclosure culture across Australian Government agencies including through online innovation, and making government information more accessible and usable;
      - ▶ Engaging: collaborating with citizens on policy and service delivery to enhance the processes of government and improve the outcomes sought; and
      - ▶ Participating: making government more consultative and participative.
    - ▶ ライセンスとして、CC-BY 3.0を利用することを宣言。
  - ▶ Australian Information Commissioners Open Access Principles
    - ▶ 政府の情報管理のコアビジョンとして、8つの原則を掲げる
      - ▶ ①情報へのオープンアクセス、②Engaging the community、③効果的な情報ガバナンス、④確固たる情報資産の管理、
      - ▶ ⑤発見可能で利用可能な情報、⑥再利用の権利をクリアにする、⑦アクセスのための合理的な費用、
      - ▶ ⑧透明な意思決定と苦情処理
  - ▶ AusGOAL (the Australian Governments Open Access and Licensing Framework)
    - ▶ 公共機関に対して、彼らが保有する情報の公開を容易にするためのサポートを実施
      - ▶ 保有する情報に含まれる個人情報、秘密情報、第三者の著作権等による問題が起きないようにサポートする
      - ▶ ライセンスを標準化することによって効率を高める
      - ▶ 政府内での情報・データ移送に際して、専門家の介在を減らす等を目的とする

## 参考2. AusGOALの選択条件

- ▶ AusGOALでは、データホルダーが4つの条件を選択し、NEXTボタンを押すと、選択可能なライセンスが表示される。
  - ▶ 提供コンテンツは、適切な法令、規制、政策のもとに作成されているか
  - ▶ コンテンツを発行するための権利を保有しているか
    - ▶ 保有していない場合は権利を集約する必要がある
  - ▶ コンテンツには、法律及び管理上の制限が無いか(秘密情報、個人情報等)
    - ▶ ある場合はRestrictive Licenceを利用するかの検討(CCは利用不能)
  - ▶ コンテンツは商業用途のために作成されているか
    - ▶ 商業用途の場合、CCは利用不能
- ▶ 選択できるライセンスは、CCの6種類と、Restrictive Licenceの全部で7種類

### Questions About Original content in test

Answer the questions to establish your authority to publish **Original content in test**.

Has the *original content* been created under the appropriate legislation, mandate, regulation or policy?  Yes  No

**Since the original content has not been created under the appropriate legislation, mandate, regulation or policy, you will need to contact the rights holder to determine what arrangements are in place.**

Does your organisation hold the rights to publish the *original content*?  Yes  No

**As your organisation does not have the rights to publish the original content, you will need to secure the necessary rights before continuing.**

Is the *original content* free of statutory and administrative restrictions (e.g. privacy or secrecy)?  Yes  No

**The original content cannot be made available under a CC licence unless these restrictions are removed, excused (For example, statute may require you to provide certain information, irrespective of privacy or other similar obligations) or the affected content is modified. Some ways to modify your content may be to de-identify, transform or remove the classified information. You may wish to contact the rights holder to discuss this aspect of the material. However, you may continue to publish the material under a GILF Restrictive Licence.**

Will the *material* be published under a GILF Restrictive Licence with any relevant restrictions that apply to the *original content* included and approved by the *rights holder*?  Yes  No

**You will need to consult your organisation concerning the appropriate licensing arrangements for this material.**

Has the *original content* been created for commercial exploitation? The term "commercial exploitation" in this question does not refer to the application of statutory fees or charges.  Yes  No

## 参考3. OECD Recommendation of the Council for Enhanced Access and More Effective Use of Public Sector Information

▶ 2008年「公共部門情報のアクセス強化及びより効果的な利用に関するOECD委員会勧告」は加盟国に対して、公共部門情報のアクセス及び利用に関する政策を確立・検討する上で、以下の13の原則を適切に考慮して実施するよう促した。

①	公開性	公共部門の情報の利用および再利用を促進するために、公開性を既定原則と推定することで、その利用可能性を極大化すること。拒否および制限を設ける理由を定義すること。
②	アクセスおよび再利用のための明確な条件	情報が利用、再利用、統合ないし共有される方法に関する不必要な制限を撤廃して、原則的に利用可能な情報は全て公開し、全員が再利用できるようにすること。
③	資産目録	どのような公共部門の情報が入手・再利用可能であるかをより良く認知させること。
④	品質	品質および信頼性を強化するための体系的なデータ収集および編集を実施すること。
⑤	完全性	情報の完全性および利用可能性を極大化すること。
⑥	新技術および長期的保存	相互運用可能な保存法、調査、検索技術、複数言語で公共部門の情報についてアクセスおよび入手する方法等に必要な技術開発を確保すること。
⑦	著作権	再利用を促進するような方法で著作権を行使するとともに、著作権保有者が合意する場合に、広範なアクセスおよび利用を促進するための簡潔なメカニズムを開発すること。
⑧	価格設定	価格設定は、透明性を持ち、出来る限り、維持および配布の限界費用を上回らず、特定の場合にのみ追加費用が課されるべき。
⑨	競争	公共部門および企業の利用者が付加価値サービスを提供している場合、価格戦略において不当競争が行われることがないようにすること。
⑩	補償メカニズム	苦情および不服申し立てに関する適切かつ透明性を備えた手続きを提供すること。
⑪	官民パートナーシップ	必要に応じて、公共部門の情報を利用可能にするための官民パートナーシップを促進すること。
⑫	国際的アクセスおよび利用	国境を越えた利用を促進するためにアクセスの体制および管理において、整合性の増大を追求すること。
⑬	ベストプラクティス	改善のために、ベストプラクティスに関する情報を幅広く共有すること。

## 参考4. Directive on the re-use of public sector information (EU)

- ▶ EUでは、2003年に発表されたPSI指令によって、公共機関の保有するデータの二次利用を促進することが示している。
- ▶ PSI指令は2011年12月に改正案が発表され、以下の変更が提案されている。

	2003年版	2011年改正案
指令の趣旨	民間が公共機関の保有するデータの再利用を行うことができるようにする。	2003年のPSI指令を改正して、より広い範囲の情報を、より使いやすくすることを目指す。
指令の範囲	公共機関の保有するデータ (次の情報を除外: 国家安全保障・防衛・公共の安全に係る情報、統計的・商業的守秘義務、公共放送の料金支払情報、文化施設の保有する情報・文化施設のイベントに関する情報、第三者の著作物等)	対象とする公共機関に文化施設(図書館、博物館、公文書保管所等)を追加する。
利用範囲	公共機関の保有するデータの再利用については義務化しない。再利用の可否については加盟各国の判断に委ねる。	利用目的(商用、非商用に関わらず)を問わず、全ての公共機関の保有するデータの再利用を可能とする。 (Article 3)
フォーマット	二次利用促進のため、公共機関は出来る限り且つ適切な範囲で、特定のソフトウェアでの利用に依存しないように文書作成すること。	可能な限りメタデータを伴う機械可読フォーマットで公開 (Article 5)
価格	限界費用を超えない範囲での提供を奨励するべきである。	限界費用での情報提供を上限とするべき。(Article 6-1) 客観的かつ透明性があり証明可能な評価基準に従う場合、限界費用を超えて課金することも可能。(Article 6-2)

## 2. 海外で採用されているライセンスの比較

---

- (1) 諸外国のライセンス
- (2) 諸外国のライセンスで選択可能な条件
- (3) クリエイティブ・コモンズと各国の対応

## (1) 諸外国のライセンス①

ライセンス名	ライセンスの概要
Open Government Licence	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イギリスの政府機関のオープンアクセスに利用されているライセンス。</li> <li>・改変(再利用)をデフォルトで可能にしているが、商業利用については可/不可を選択できる。</li> <li>・利用条件としては、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのCC-BYと、CC-BY-NCに相当する。</li> <li>・EC指令や、英国の法律等に基づく記載があり、データベース権(sui generis rights<sup>※</sup>)に対応したライセンスである。</li> </ul>
Open License (LICENCE OUVERTE)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フランスの政府機関のオープンアクセスに利用されているライセンス。</li> <li>・ライセンスの種類は1つしか無く、利用条件としては、CC-BYに相当する。</li> <li>・仏国の法律に基づく記載があり、データベース権に対応したライセンスである。</li> </ul>
Open Data Commons License	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Open Knowledge Foundationの作成しているライセンス。</li> <li>・改変(再利用)を許諾する際に、継承ライセンスか、継承無しのライセンスかを選択できる。また、パブリックドメインライセンスも準備している。</li> <li>・ODC-BYはCC-BY、ODbLはCC-BY-SAについて、データベース権に対応したライセンスとなっている。</li> </ul>
Creative Commons License	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリエイティブ・コモンズが作成しているライセンス。</li> <li>・商用・非商用と、改変(再利用)の可否について、選択することができる。</li> <li>・複数の国(政府)で採用されている(オーストラリア、ニュージーランド、ドイツ)。</li> <li>・データベース権には対応していない。</li> </ul>

※ここでいうSui generis rightsとは、EUの1996年データベース指令によって認められたデータベースの権利のこと。  
欧州独特の権利である。

## (1) 諸外国のライセンス②

	Open Government Licence	Open License (LICENCE OUVERTE)	Open Data Commons License	Creative Commons License	(参考) Public Domain	
運営主体	イギリス政府	フランス政府	Open Knowledge Foundation	Creative Commons		
主な利用事例	イギリス	フランス	パリ市 ドイツ	ドイツ ニュージーランド オーストラリア	アメリカ	
主なライセンス種類	2	1	3	6	-	
利用条件	複製	許諾する	許諾する	許諾する	可能	
	改変 (再利用)	許諾する	許諾する	選択制 (許諾する／同一ライセンス を条件として許諾する)	可能	
	他の情報との 結合					
	商用利用	選択制 (許諾する／許諾しない)	許諾する	許諾する	選択制 (許諾する／許諾しない)	可能
	出典表示	必要	必要	選択制 (必要／不必要)	必要	不要
	ライセンスへの リンク	必要	記載無し	記載無し	必要	不要
	無保証	記載あり	記載あり	記載あり	記載あり	—
備考	OGLとNo Commercial Government Licenceの2種類。Sui generis rightsへの対応	CC-BY 2.0とODC-BYとの互換性がある。Sui generis rights対応	ODC-BY、ODC-ODbL、PDDLの3種。Sui generis rights 対応	オーストラリア、ニュージーランドではCC-BYが推奨。		

## (2) 諸外国のライセンスで選択可能な条件

- ▶ 諸外国のライセンスで選択可能とされている条件は、「出典表示」、「商業利用」、「再利用」の3つである。
- ▶ 各国とも、推奨のライセンスでは、商業利用か否かに関らず、再利用を可能にしている。

	条件	当該条件が必須となっているライセンス	当該条件を選択可能なライセンス
出典表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該ライセンスで発行されている情報について、複製、頒布、再利用等を行う際に、元の情報のタイトル、著作者、URL等を表記することを求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Open Government Licence</li> <li>Open License</li> <li>Creative Commons</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Open Data Commons License</li> </ul>
商業利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該ライセンスで発行されている情報について、商業的な利用を許諾する。</li> <li>対象となる情報を、そのまま複製して販売することや、対象となる情報を再利用(改変)して作成した二次的著作物を販売することが可能になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Open License</li> <li>Open Data Commons License</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Open Government Licence</li> <li>Creative Commons</li> </ul>
再利用	継承あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該ライセンスで発行されている情報について、再利用(改変)を行うことを許諾するが、再利用(改変)して作成した二次的著作物について、元の情報と同じライセンスを採用することを要求する。(再利用を許可させる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Creative Commons</li> </ul>
	継承無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該ライセンスで発行されている情報について、再利用(改変)を行うことを許諾する。再利用してできた二次的著作物の利用条件は自由に決めることができる</li> <li>小説を映画化する、翻訳する等の行為が対象となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Creative Commons</li> </ul>

## (3) クリエイティブ・コモンズと各国の対応

- ▶ 英国、仏国では、クリエイティブ・コモンズが対応していないEU独自のデータベース権に対応するために、独自ライセンスを採用している。
  - ▶ 英国のOpen Government Licence、仏国のOpen License、Open Data Commons Licenseは、それぞれクリエイティブ・コモンズと互換性があることを表明している。
  - ▶ 英国の場合
    - ▶ 英国のOpen Government Licenceは、UKGLFの中でクリエイティブ・コモンズとOpen Data Commons Licenseとの互換性を明記している。
    - ▶ The National Archivesの担当者であるJim Wrethamによると、英国ではクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの採用について検討したが、既存のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにはデータベース権に対応しているものがなかったため、新しいライセンスを開発したとされる。
      - ▶ The UK was able to draw on the work of public sector colleagues in Australia and New Zealand. Both countries have launched policies designed to open up government and make PSI more readily available for re-use. They did this through the adoption of Creative Commons model licences. The UK, however, decided to develop a new licence, the Open Government Licence. The main reason for this was that none of the existing Creative Commons licences extended to the licensing of works protected by the database right. (<http://share-psi.eu/papers/UK-Licensing.pdf>)
    - ▶ なおCC4.0版ドラフトでは、データベース権への対応を行っていると言われる。(野口委員への事務局ヒアリング(1/8)より)
  - ▶ 仏国の場合
    - ▶ 仏国の Open License は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス、Open Government License、Open Data Commons License について互換性があることをライセンス本文に明記している。
    - ▶ ライセンスを発行しているEtalabのウェブサイトや、関係する報道記事に、新たにライセンスを検討した理由について記載しているものが見当たらない。ただし、ライセンス本文には、知的財産の定義にsui generis rightsを記載しており、一つの理由として考えられる。
      - ▶ INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS\*
      - ▶ « Intellectual property rights » means any rights identified as such by the French Intellectual Property Code (copyright, related rights, and sui generis rights over databases).
- ([http://www.etalab.gouv.fr/pages/Licence\\_ouverte\\_Open\\_licence-5899923.html](http://www.etalab.gouv.fr/pages/Licence_ouverte_Open_licence-5899923.html))

# 3. 国内での採用が考えられるライセンス (利用条件明示方法) の検討

---

(1) ライセンスの検討

(2) 著作権が無い場合の対応について

参考1. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの概要

参考2. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類

参考3. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスをつけて、利益を得る場合

## (1) ライセンスの検討①

### ライセンスに関する委員の意見

井上主査	<ul style="list-style-type: none"><li>• 諸外国で利用されているライセンスと互換性がないと、再利用の際に困る。(事務局ヒアリング(12/20))</li><li>• 国内での利用の際に、各省庁で利用されているライセンスが統一されていないと、再利用の際に支障が出る。(事務局ヒアリング(12/20))</li><li>• 再利用について、<u>無保証の条項を入れる必要がある</u>。(事務局ヒアリング(12/20))</li></ul>
野口副主査	<ul style="list-style-type: none"><li>• 似て非なるライセンスでどれを選ぶかというときに、海外ではCCについて、スペシフィックな条項が気に入らないという議論がある。(第1回データガバナンス委員会)</li><li>• 独自ライセンスを作ることと、標準的なライセンスにのることの比較検討が必要。(第1回データガバナンス委員会)</li><li>• 著作権ライセンスは、国際標準化しており、<b>英・仏等のライセンスとも相互互換性のあるCC-BYライセンスを採用することで、海外データとのシナジーが取れるようにする</b>。(野口委員の公共データWG資料より)</li></ul>
森委員	<ul style="list-style-type: none"><li>• パブリックドメインで出発して、何か制約をつけたら問題なのかということを議論してはどうか。何が問題かということでやると、色々問題があがってくるが、実際にはその理由はたいした問題では無いかもしれない。(第1回データガバナンス委員会)</li></ul>
沢田委員	<ul style="list-style-type: none"><li>• 基本的に全て公開するべきで、何故公開できないかを議論するアプローチが良いのでは無いか。(第1回データガバナンス委員会)</li><li>• グローバルマーケットに出ることを考えると、改変を広く許可して、翻訳等もできるようにした方がよいのでは無いか。(事務局ヒアリング(1/8))</li></ul>

## (1) ライセンスの検討②

委員の意見等を踏まえた ライセンスに求められる条件	ライセンスの比較				
	Open Government Licence	Open License	Open Data Commons	Creative Commons	(参考) Public Domain
諸外国と互換性のあるライセンスであること	○	○	○	○	—
出典表示が求められていること	○	○	○	○	×
提供時に条件の選択ができること (改変の可否／商用利用の可否)	△ (商用のみ)	×	× (改変時の承継 の有無のみ)	○	×
制約の少ないライセンスであること	○	○	○	○	○
無保証に対応していること	○	○	○	○	×
複数の国で採用している実績があること	×	×	○	○	○

## (2) 著作権が無い場合の対応について

- ▶ クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは、対象となるデータに著作権があることを前提として作成されている。
  - ▶ 統計データ等の著作権が無いとされるものは、ライセンスを付与することで、かえって権利を制限することにつながるのではないかという批判がありうる。
  - ▶ オーストラリア、ニュージーランドでは、権利が無いものについて、“No Known Rights”を表示して対応している。
- ▶ ライセンスの付与
    - ▶ 著作権があるものは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを付与できる。(権利集約は必要)
    - ▶ クリエイティブ・コモンズをはじめとするライセンスは、対象となる公共データに著作権があることを前提として作成されているため、著作権がない公共データをどのように扱うかという課題がある。
    - ▶ 仮に著作権がない公共データにライセンスを付与した場合、以下のような課題がある。
      - ▶ 本来は著作権がないものであるにも関わらず、著作権があるかのように表示される(負のラベリング効果)。
      - ▶ 本来は何の制約もなく利用できるはずの公共データに、出典の明示などの利用の制限が課される。
    - ▶ 一方、ライセンスを付与することにより、利用条件が明確化されるという利点もある。
    - ▶ クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを付与した上で、「本ライセンスは著作権に基づいて付与しているため、著作権の無いものについて、その利用を阻害するものではない」という免責事項を付与する考え方もあり得る。(野口委員への事務局ヒアリング(1/8)より)
  - ▶ AusGOALや、NZGOALでは、権利の無いものについては“No Known Rights”という表記を行うことで対応している

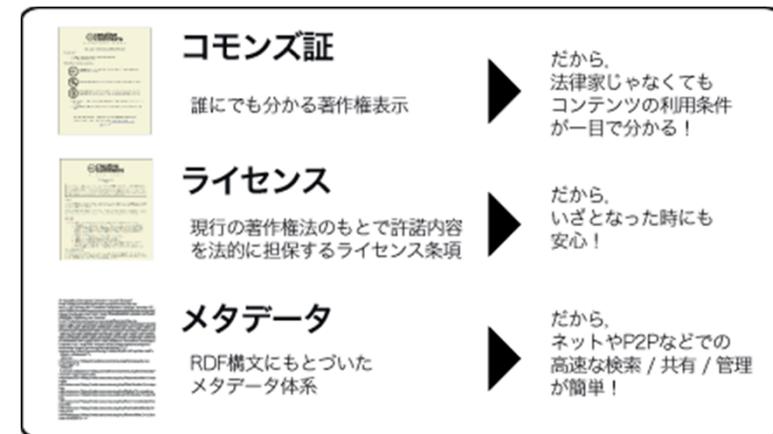
# 参考 1. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの概要①

## ▶ 概要

- ▶ クリエイティブ・コモンズとは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCライセンス)を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称。
- ▶ 2001年に組織が設立され、2002年にアメリカにおいて、ライセンスの最初のバージョンが公開されている。(日本では2004年に最初のバージョンが公開)
- ▶ CCライセンスはインターネット時代のための新しい著作権ルールの普及を目指し、様々な作品の作者が自ら「この条件を守れば私の作品を自由に使って良いですよ」という意思表示をするためのツールである。
- ▶ CCライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどを行うことができる。

## ▶ ライセンスの特徴

- ▶ CCライセンスは三つの要素によってその効果を保証しようとしている。
  - ① 法律に詳しくない人でもライセンスの内容がすぐに理解できる簡潔な説明文として、「コモンズ証」
  - ② 同じ内容を法律の専門家が読むために法的に記述した「利用許諾」(ライセンス原文)
  - ③ 検索エンジンが利用するための、作品そのもの(コンテンツ)に付随する説明的な情報である「メタデータ」



## 参考 1. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの概要②

- ▶ クリエイティブ・コモンズは、右の2つの条件を選択することでライセンスを選ぶことができる。

- ①あなたの作品の改変を許しますか(3つから選択)
- ②あなたの作品の商用利用を許しますか(2つから選択)
  - ▶ この2つの質問の回答から、6つのライセンスが生成される。
  - ▶ 出典表示についてはどのライセンスにおいても求めることになっている。

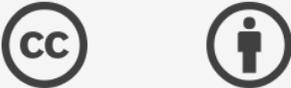
**License Features**  
Your choices on this panel will update the other panels on this page.

あなたの作品の改変を許しますか？  
 はい  いいえ  
 他の人が同じように共有するなら、許します

あなたの作品の商用利用を許しますか？  
 はい  いいえ

License Jurisdiction:  
日本

**Selected License**  
表示 2.1 日本



This is a Free Culture License!



- ▶ ライセンスが自動的に右上に生成され、右下にウェブサイトに記載すべき事項が表示される。

※改変を許可する場合も、著作者の人格権を侵害するものは除外される

世界中のほとんどの管轄地の著作権法は、ライセンサーの意向に反する派生著作物や集合著作物中での作品の使用に対して、ライセンサーが自分の氏名の表示を除去するようリクエストする権利と、それに加えて派生著作物が「名誉声望をそこなうような扱い」にあたる場合に何らかの救済を与えることのある「著作者人格権」を認めるものになっています。(米国は非常に限られた条件下でしかこのような権利を認めない点で顕著な例外となっています)

(クリエイティブ・コモンズ・ライセンス証より)

**Help others attribute you!**  
This part is optional, but filling it out will add machine-readable metadata to the suggested HTML!

作品のタイトル

クレジットで表示すべき名前

クレジット用のURL

元になった作品のURL

追加的な許諾のURL

Format of work

License mark

**Have a web page?**



この作品は  クリエイティブ・コモンズ 表示 2.1 日本ライセンスの下に提供されています。

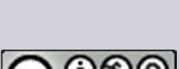
Copy this code to let your visitors know!

```
<a rel="license"
href="http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/">
</a><br />この作品は <a rel="license"
href="http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/">
```

Normal Icon  Compact Icon

## 参考2. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類

- ▶ 非営利限定を選択可 (AusGOAL、NZGOALも、原則として下記6つのライセンスを使用)

イメージ	ライセンス名称	要求事項		
		出典表示	商業利用	改変
	表示 2.1 日本 (CC-BY 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可	改変を許可する (著作者の人格権を侵害する改変は許可しない)
	表示-非営利 2.1 日本 (CC-BY-NC 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可しない (改変されたものの商業利用も許可しない)	改変を許可する (著作者の人格権を侵害する改変は許可しない)
	表示-改変禁止 2.1 日本 (CC-BY-ND 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可	許可しない
	表示-非営利-改変禁止 2.1 日本 (CC-BY-NC-ND 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可しない	許可しない
	表示-継承 2.1 日本 (CC-BY-SA 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可	改変を許可するが、改変されてきた二次的著作物は、このライセンスと同一のライセンスを採用すること。
	表示-非営利-継承 2.1 日本 (CC-NC-SA 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可しない (改変されたものの商業利用も許可しない)	改変を許可するが、改変されてきた二次的著作物は、このライセンスと同一のライセンスを採用すること。

## 参考3. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスをつけて、利益を得る場合①

▷ クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを付けて公表している作品でも利益を得ることはできますか？

もちろんです。

まず、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは排他的なものではありませんので、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスで公表している作品をもって、別途利用許諾契約を行って収益を得ることも可能です。

次に、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは「非営利」という条件を選択することができる点が画期的と言えます。「非営利」の条件をつけて、「このクリエイティブ・コモンズ・ライセンスでの利用は、非営利目的である場合に限って許可する」とすることにより、営利目的でない範囲で作品を最大限に広く流通させることができ、その一方で商業的な利用については別途の許可を要することによって、著作権者自身が作品の利用をコントロールできるようになっています。

NC(非営利目的での利用を許諾する条件)についての注意事項

①「非営利」という条件は、作品の利用者に対して利用の目的を制限するものであって、著作権者自身がこの制限を課されることはありません。つまり、もしあなたが「非営利」を含むクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを選んだ場合、あなたは利用者(ライセンシー)に対し「非営利」という条件、すなわち営利目的での利用を禁じる制限を課したことになります。しかし、その作品の著作権者であるあなた自身はいつでも営利を目的としてその作品を利用することが可能です。これに対し、利益を得ることを目的としてあなたの作品をコピーしたり、自らの作品等に組み込んだりすることを希望する人は、あなたはそのような利用を「非営利」によって禁止していますから、まずあなたから別途の許諾を得なければなりません。

②「非営利」に関する条項についての注意点: 現米国法においては、ファイル共有やオンラインでの作品交換は金銭の交換がなくても商業利用とみなされます。しかしながら、正しく行われるファイル共有であれば、頒布や教育の面で非常に有益であるという考えのもと、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスでは無償の場合に限り商業利用としていません。

出典: クリエイティブ・コモンズ・ライセンス FAQ (<http://creativecommons.jp/faq>)

## 参考3. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスをつけて、利益を得る場合②

- ▶ 具体的に対価をとる方法は？
  - ▶ 元のデータを紙や電子媒体で販売し、それにクリエイティブ・コモンズ・ライセンスをつけるという方法や、データのダウンロード時に対価を求めるという方法があり得る。
  - ▶ また「非商用」のオプションをつけて、配布自体は無料で行うが、データを営利目的で利用する際には、対価を払うことを求める方法がある。
- ▶ データの入手に際して必ず対価を必要とするようにできるか？
  - ▶ できない。
  - ▶ クリエイティブ・コモンズ・ライセンスでは、どのライセンスでも自由に複製・再配布できるため、対価を払ってデータを手に入れた人に対し、再配布を妨げることができないことから、対価を払ってデータを手に入れた人がさらに別の人に配布した場合、その人から対価をとることはできない。
  - ▶ 「非商用」のオプションをつけることで、営利目的で利用したいという人からは対価を取るとは可能。(この場合も非営利目的での利用をする人からは対価を取れない)

# 補足資料

---



## 課金した場合と無償で公開した場合の経済効果①

- ▶ Commercial exploitation of Europe's public sector information, Exective summary, 20 September 2000より

- ▶ 紙での公開を含めたPSI全体の投資効果(1999年前後)

- ▶ EU: 投資コスト回収のため課金している

投資コスト 95億ユーロ／年

経済効果(間接波及効果等も含む) 680億ユーロ(EUのGDPの1%相当)

(内訳: 地理空間情報-358億、文化-39億、ビジネスサービス-94億、経済・社会データ-117億、その他-74億)

投資効果＝経済効果／投資コスト＝7.2倍弱

- ▶ US: 基本的に無償で公開し、課金していない

投資コスト 190億ユーロ／年(ユーロ換算)

経済効果(間接波及効果等も含む) 7,500億ユーロ

投資効果＝経済効果／投資コスト＝39.5倍弱

- ▶ EUに対してUSは5.5倍も投資効率が高い

- ▶ EUにおいても、PSIに対する課金を全廃した分を税収で賄うには、PSI市場を現状の2倍程度まで大きくすれば賄える。もし、課金を止めることでUSとの投資効果の差分に相当する5.5倍の伸びが得られるなら、無償にしたほうが全体としては得になる。

## 課金した場合と無償で公開した場合の経済効果②

- ▶ Borders in Cyberspace: Conflicting Public Sector Information Policies and their Economic Impacts, Summary Report, February 2002より
  - ▶ オランダ政府地理データ委員会 (Dutch Federal Geographic Data Committee) のレポート  
「地理情報を60%値引きしても、年40%売上増と800(名?)の雇用創出が見込めると予測」
  - ▶ USとEUは経済規模は同等だが、気象データの利用市場はEUの方が遥かに小さい(10倍以上の開き)。主な原因は以下と考えられる。
    - ▶ 費用: unaffordable prices(EU)、freely available(US)
    - ▶ データポリシー: EUの国家気象サービスのデータポリシーが厳しすぎる
    - ▶ ウェザーリスクマネージメント市場規模(1997年から2002年までの5年間の合計)
      - US: 9兆6960億米ドル
      - EU: 7213億米ドル
    - ▶ 商業的な気象サービス市場
      - US: 4000~7000億米ドル、400社、4000雇用
      - EU: 300~500億ドル、30社、300雇用
  - ▶ 個別事例: USでmarginal costを課金した際に期待どおりの市場を獲得出来なかった例  
FMC (Federal Maritime Commission) がAutomated Tariff Filing and Information System(ATFI)を作った。利用料として1分あたり46セント課金し、3年間で、8億1千万ドル回収する目標を立てたが、現実には目標の0.05%の43.8万ドルしか得られなかった。他の組織から同様のからデータが得られるため、指示を得られなかった。
  - ▶ データの利用に対して僅かでも課金すると利用者を逃す可能性が高い。なるべく課金はせずに、市場全体の拡大を図るほうが全体としては効果が高い。

## 課金した場合と無償で公開した場合の経済効果③

### ▶ REVIEW OF RECENT STUDIES ON PSI RE-USE AND RELATED MARKET DEVELOPMENTSより

- ▶ EU27か国でのPSIの直接的な再利用市場は280億ユーロ(2008年)、さらに関連市場を含めると320億ユーロで年7%の成長率である(2010年)
  - これに対し、オープンかつ無料あるいは限界コストでの提供にすれば、直接利用+再利用市場はEU27か国で400億ユーロに上ると推計される。
- ▶ また、間接的な経済効果(効率化による国民の時間節約等)まで入れると、EU27か国で1400億ユーロ/年の市場になると推計される。
  - これに対し、イージーアクセスの実現、インフラや各種障壁の改善等がされていれば、直接+間接市場合わせて2000億ユーロ(GDPI%相当(2008年))まで拡大できていたものと推計される。
- ▶ 総合すると、費用の改善、ライセンス条件の統一、データ標準等により、10~40%の経済効果増が見込まれる。
- ▶ 現実にはPSIから政府が得る収入はわずかで、組織予算の1%から多くても1/15程度であり、経済効果に対して遥かに少ない。収入を見込むよりは経済効果を見込むほうが遥かに効果が高い。
- ▶ 参考(改善効果の内訳の一部):
  - ▶ 情報のアクセス性を改善すると、法定の環境アセスメント費用が20%削減、年20億ユーロ節約が可能。
  - ▶ R&D成果をオープンにすると経常益60億ユーロ増。
  - ▶ 市民が2時間の時間節約ができれば140億ユーロの価値。